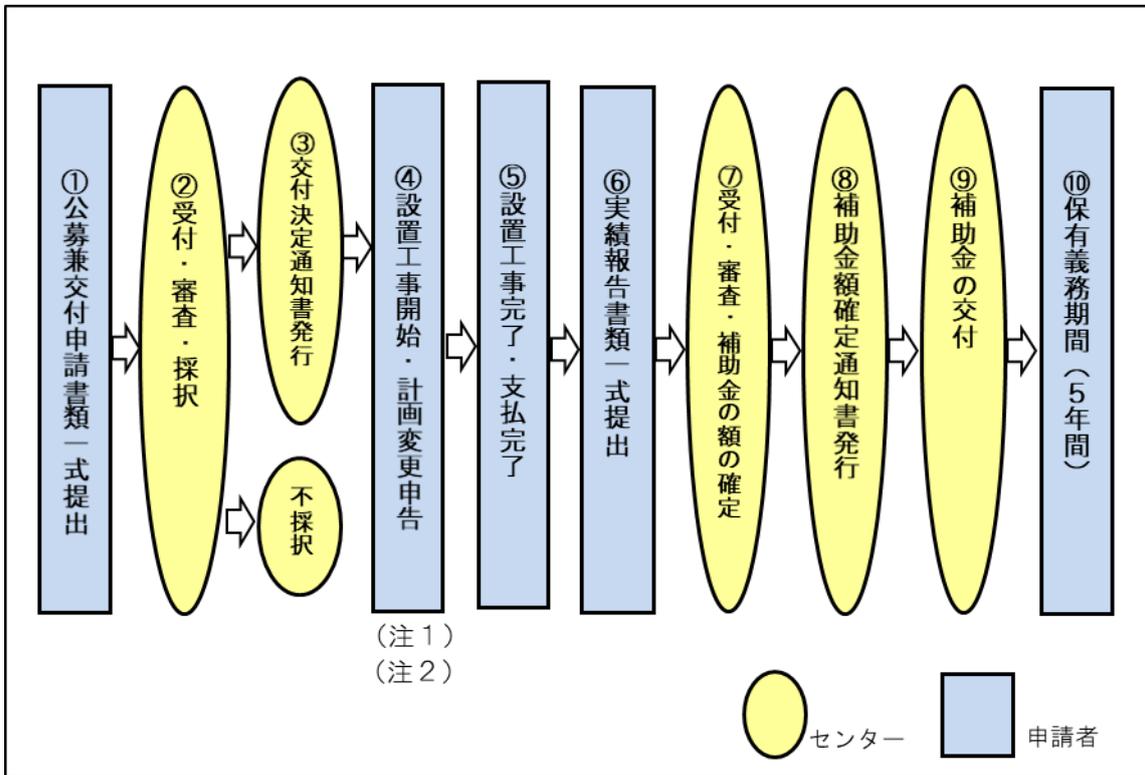


3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項 : 全事業共通

3-1. 補助事業の流れ



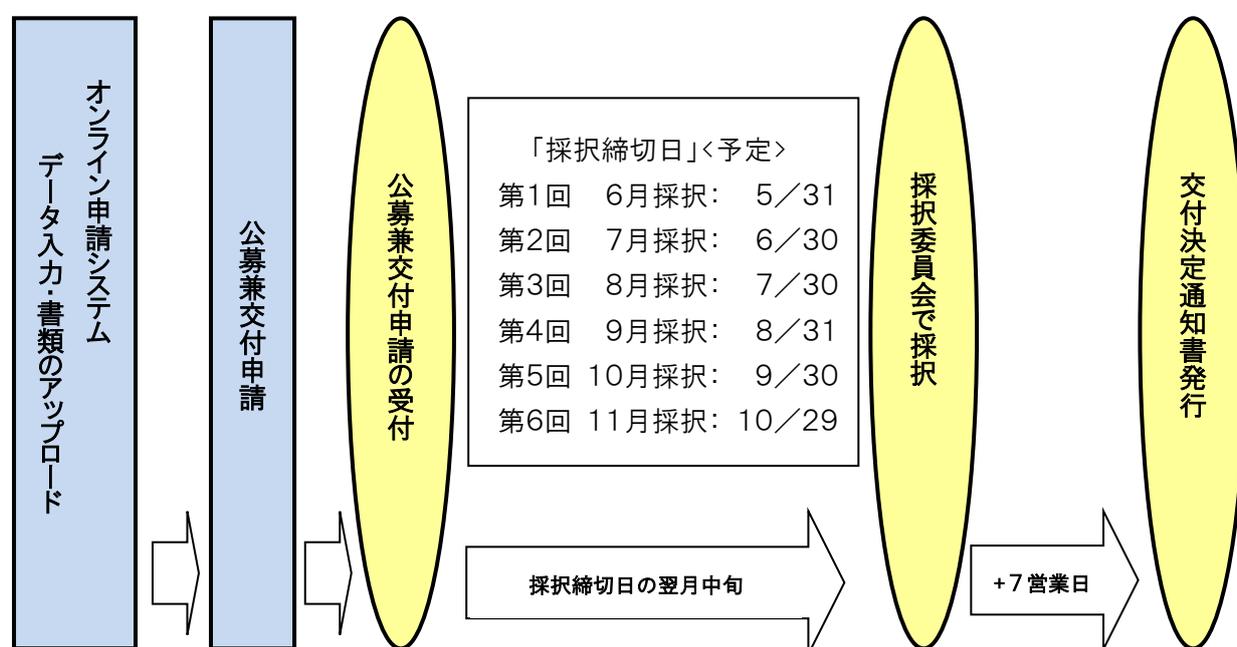
注1：全ての事業において充電設備の発注および設置工事の施工開始は交付決定通知書の受領後に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注2：交付決定通知書を受領後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。詳しくは「14-3. 計画変更」を参照してください。

3-2. 公募兼交付申請

- ・「公募兼交付申請」とは、本事業の補助金交付の採択および交付の決定を受けるための申請をいいます。
- ・申請される方は、公募兼交付申請期間内に当センターの「次世代自動車振興センターオンライン申請システム」(以下「オンライン申請システム」という。)を利用して、申請のデータ入力および必要書類のアップロードを完了させ、「申請」ボタンを押してください。

3-3. 公募兼交付申請から交付決定通知書発行までの流れ



3-4. 公募兼交付申請期間

令和3年5月28日(金) ~ 令和3年10月29日(金)

上記、最終提出期限までにオンライン申請システムにて申請ボタンを押された公募兼交付申請が有効です。なお、採択された申請の額の累計が予算額を超えると予想される場合には、公募兼交付申請期間中であっても終了する場合があります。その場合は、センターのホームページ上で告知します。

3-5. 採択締切日

- ・採択締切日とは、採択委員会で公募兼交付申請の採択を審議するための申請の受付期日となります。
- ・採択締切日<予定>は全事業共通で、以下の通りとなります。

第1回	6月採択:	5月31日(月)
第2回	7月採択:	6月30日(水)
第3回	8月採択:	7月30日(金)
第4回	9月採択:	8月31日(火)
第5回	10月採択:	9月30日(木)
第6回	11月採択:	10月29日(金)

3-6. 公募兼交付申請の受付等

- ・公募兼交付申請が申請された場合は、入力情報および提出書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、所定の様式ではない、申請の要件を満たしていない場合等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。
- ・以下に示す期日から各採択締切日までに申請された公募兼交付申請で不備不足があった場合、不備不足の内容を問わず翌月の採択締切日の扱いになります。なお、第6回11月採択の締切日(10月29日(金))の採択締切日の場合は、最終の採択締切日になることから受付を不可とします。

第1回	6月採択:	5月28日(金)～	5月31日(月)
第2回	7月採択:	6月24日(木)～	6月30日(水)
第3回	8月採択:	7月26日(月)～	7月30日(金)
第4回	9月採択:	8月25日(水)～	8月31日(火)
第5回	10月採択:	9月24日(金)～	9月30日(木)
第6回	11月採択:	10月25日(月)～	10月29日(金)

- ・センターからの指示に従わず、センターが定めた期間内に書類の不備が修正されない場合は公募兼交付申請が無効になる場合があります。

3-7. 公募兼交付申請の審査等

- ・ 受付された公募兼交付申請は、入力された内容や提出された書類をもとにセンターが審査を行い交付額の算定をします。
- ・ 必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-8. 採択委員会

- ・ 採択は、センター内に設置された有識者等によって組織される「採択委員会」にて、補助金の目的を鑑み、電気自動車等の普及に資する申請であるか等を審議の上、決定されます。
- ・ 採択委員会の開催は、各採択締切日の翌月中旬となります。
- ・ 不採択となった申請も、公募兼交付申請期間内であれば内容を変更し、公募兼交付申請をすることが可能です。

3-9. 採択結果の公表および交付決定通知書発行

- ・ 採択された申請はセンターのホームページ上で公表します。
- ・ センターは、採択日から原則、7営業日以内に交付決定を行い「交付決定通知書」を発行し、郵送にて申請者へ通知します。採択されない場合はセンターから通知は行いませんので留意してください。なお、オンライン申請システムにて採択結果が確認できます。
- ・ 採択結果にかかる審査の内容については一切お答えすることはできません。
- ・ 審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、その条件を履行する必要があります。

3-10. 充電設備の発注および設置工事の施工開始

- ・ 「交付決定通知書」の受領日後に充電設備の発注および充電設備の工事の施工開始をしてください。
- ・ 設置工事の施工開始とは、充電設備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

3-11. 計画変更の申告

- ・原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・申請者は、交付決定通知書を受領後に、交付決定内容を変更する場合は、速やかにオンライン申請システムの「計画変更」にてデータ入力後、センターへ申告し、承認を得る必要があります。なお、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。
- ・計画変更が行われたにもかかわらず、実績の報告までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。
- ・補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないよう、全体計画をよく検討し申請を行うようにしてください。
- ・詳しくは、「14-3. 計画変更」の説明を参照してください。

3-12. 設置工事の完了・支払の完了

- ・設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電設備が稼働できる状態である事をいいます。
- ・支払の完了とは、充電設備と設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了した事をいいます。

3-13. 実績報告

- ・実績報告とは、充電設備の設置工事を完了し、充電設備の購入費および設置工事費の全ての支払を完了させた後、センターに実績の報告をする事をいいます。
- ・実績報告の最終報告期限は、令和4年2月28日（月）です。この日を超えることは出来ません。最終報告期限を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることが出来ません。

3-14. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。実績審査の方法は、報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われている等を満たしていることなどをセンターは審査します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-15. 補助金額確定通知書発行

- ・「3-14. 受付・審査・補助金の額の確定」の結果、内容が適正と認める場合は補助金の額を確定し、申請者に対し「補助金の額の確定通知書」をもって通知します。

3-16. 補助金の交付

- ・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。
- ・原則として、申請者名義の口座に限ります。